

平成29年度西日本海難防止強調運動実施計画

平成29年6月8日
西日本海難防止強調運動推進連絡会議

1 西日本海難防止強調運動の趣旨

海難事故を防止するには、船舶運航に関わる者はもとより広く国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、平成28年3月11日、交通安全対策基本法に基づく第10次交通安全基本計画が決定され、海上交通分野の目標として、

- 2020年代中に我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（1,200隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。
- 「※ふくそう海域」における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻あたり、76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

※東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港における船舶が多数通航する海域

が掲げられたところである。

全国的な海難の傾向としては、事故船舶の種類別の割合をみると、小型船舶（プレジャーボート、漁船及び遊漁船）が全体の約7割を占めており、北部九州・山口地方（七管区内）においても同様な状況にあるが、地域ごとの傾向としては、海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なったものとなっている。

以上を踏まえ、平成29年度においては地域特性に応じ創意工夫を凝らしつつ、次の海難防止運動を官民一体となって展開するものとする。

なお、昨年までの運動名「全国海難防止強調運動」については、一般市民にもより親しみやすく、より分りやすく伝わるよう「海の事故ゼロキャンペーン」に統一して更なる展開、浸透を図る。

- ◆海の事故ゼロキャンペーン
- ◆夏季安全推進運動
- ◆漁船安全操業推進運動
- ◆地区連絡会議が定める海難防止運動

2 各運動の方針

(1) 海の事故ゼロキャンペーン

ア 実施期間

平成29年7月16日(日)～31日(月)

イ 運動方針

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、西日本海難防止強調運動推進連絡会議による運動方針の重点事項及び推進項目は以下のとおりとする。

(ア) 重点事項

- ・ 「小型船舶の海難防止」
- ・ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ・ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

(イ) 推進項目

a 「小型船舶の海難防止」について

(a) プレジャーボートの発航前点検の徹底

七管区内におけるプレジャーボートによる海難は、海難全体の約4割を占めており、発生した海難の種類は機関故障、運航障害が多い。

機関故障では整備不良によるものが約7割、運航障害ではバッテリー過放電及び燃料欠乏等によるものが約7割を占めていることから、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底を図る。

(b) 小型船舶の常時適切な見張りの徹底

七管区内における小型船舶の衝突は、衝突当時の運航状態を詳細に分析したところ、約6割が錨泊又は漂泊中に発生していることから、錨泊又は漂泊中の見張りの強化を基軸とした、常時適切な見張り及び自らの早期避航の徹底を図る。

(c) 漁船の適切な見張りの徹底

七管区内における漁船による海難は、海難全体の約3割を占めている。発生した海難の種類は衝突、乗揚が多く、見張り不十分等によるものが約5割を占めるなど、ヒューマンエラーによるものが多いので、適切な見張りの徹底を図る。

b 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

(a) 常時適切な見張りの徹底

七管区内における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約6割を占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張り及びBRM励行の徹底を図る。

(b) 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
 - ・VHFや汽笛信号等を活用する
 - ・AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する
- c 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について
海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助を要請するという2点が必要不可欠であることから、自己救命策確保〔ライフジャケット常時着用、連絡手段確保（GPS機能（位置情報）ON、防水及び防水パック入り携帯電話の携行）、118番等緊急電話番号の普及〕に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から同法が定める遵守事項（以下「遵守事項」と称す。）のうち、小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されることも踏まえて、救命胴衣の着用の徹底を図る。

ウ 実施事項

本会議及び地区海難防止強調運動推進連絡会議を構成する機関等と連携して、次の事項を実施する。

(ア) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、次の事項を参考とした活動を実施する。

a 報道機関による広報

運動を広く周知するには、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による広報媒体の積極的な活用が非常に効果的であることから、各海上保安部署の実情に応じ出動式及び集中指導・周知活動を行うこととし、前広に同出動式等に関する広報を実施する。

b 国民の目につきやすい場所における広報

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等においてポスター、立看板、電光表示板等を効果的に活用した広報を実施する。

c 広報誌等による広報

地区推進連絡会議を構成する団体、事業所等の発行する広報誌、ホームページ等による広報を実施する。

d 各種行事の企画、参加による広報

(a) 各地区において開催される各種行事に積極的に参加し、ポスターの掲示依頼及びリーフレットを配布し広報を実施する。

(b) 地元FM放送局やケーブルテレビ局に関係者が出演する等、地域に密着した広報を実施する。

※ 上記広報において、例えばホームページによる場合は、海難種類の説明や具体的事例を掲載する等により、国民が海難をイメージし易くする手法も考慮する。

(イ) 安全に関する指導、教育、訓練

各地区において特徴的な海難事例を紹介するなど、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう効果的に次の項目を実施する。

a 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロールを含む）を行い、前記イ(イ)の推進項目を指導する。

b 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実施を指導する。

c 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

d 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

(ウ) 実態等の調査

上記活動に併せ、漁業活動、マリンレジャー活動の実態等に関する聞き取り調査を実施する。

(2) 夏季安全推進運動

ア 実施期間

平成29年8月1日（火）～31日（木）

イ 運動目的

プレジャーボート等の海難発生隻数を減少させるため、マリンレジャー活動による海難が増加傾向にある夏季に、プレジャーボート等の関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

ウ 重点事項

(ア) 発航前点検の徹底

(イ) 錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底

(ウ) 気象・海象情報の入手活用

(エ) 自己救命策確保の推進

(オ) 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

エ 実施事項

関係官庁又は団体等と連携し、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう次の事項を実施する。

(ア) 海難防止講習会の開催

(イ) 合同パトロール、訪船・現場指導の実施

(ウ) ポスター等による運動周知

(エ) マリンレジャー活動の実態調査

(3) 漁船安全操業推進運動

ア 実施期間

平成29年10月1日（日）～31日（火）

イ 運動目的

沿岸域を操業（活動）の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状況が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

ウ 重点事項

- (ア) 常時適切な見張りの徹底
- (イ) 早期避航等適切な操船の励行
- (ウ) 気象・海象情報の入手活用
- (エ) 自己救命策確保の推進
- (オ) 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

エ 実施事項

所属する漁業協同組合のみならず、海事関係行政機関等と連携し、次の事項を実施する。

- (ア) 海難防止講習会の開催
- (イ) 合同パトロールの実施
- (ウ) ポスター等による運動周知
- (エ) 漁船セーフティラリー（期間延長：～12月31日（日））
- (オ) 漁業実態調査

(4) 各地区連絡会議が定める海難防止運動

ア 運動の趣旨

平成22年度から、地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し、展開してきた。

例年発生する海難の特徴として、船種別で見ると関門海域においては貨物船、福岡県西方、佐賀県北部及び長崎・佐世保海域においてはプレジャーボート、山口県北部、大分県、有明海、対馬及び五島海域においては漁船の海難が最も多く発生しており、地区ごとに海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なった内容となっている。

したがって、海難発生の傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行うことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思料されることから、本年度においても地区ごとに海難防止運動を企画立案し展開する。

なお、実施に際しては、操船者自身の事故防止意識の高揚及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知の徹底を図るような活動となるよう検討する。

イ 運動の名称及び実施期間等

地区ごとに、「運動の名称」「実施期間」「対象者（船舶）」「重点事項」等の事項を審議のうえ策定し、本年度内に各地区連絡会議構成者が連携のうえ官民一体となって実施する。